

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.19  
2014年  
4月16日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

## 第14回裁判報告 次回は6月9日(月)16:00~

4月16日の第14回裁判は、原告13名が参加し、傍聴支援者は約90名で傍聴席は満杯になりました。

原告陳述した青年は、大学を出て正社員になったが、一旦退職して専門学校へ行き、卒業後必死に正社員の就職先を探したが見つからず体調不良となり、非正規で働く状況に。今は日常生活にも事欠く実態を赤裸々に訴え、時給千円以上の判決を裁判長に訴えました。原告側弁護団が既に一ヶ月前の3月12日に裁判所提出済みの「生活保護と最賃の逆転解消がされていない事実」に対し、裁判までに提出を約束していた「被告＝国からの反論文書」が出されませんでした。国は「反論するが、1ヶ月半待ってくれ」と苦しい答弁する事態に追い込まれました。

### 27歳原告「正規を辞めて専門学校行ったが、非正規しか仕事がない実態」

僕は、現在27歳です。今は、僕と母の二人暮らしです。父は、僕が中学校3年のときに離婚して、別々に暮らしています。僕は、高校を卒業し、大学に進学して、芸術学科で絵画や映像制作を学びました。

2009年に大学を卒業した後は、地元のプラスチック製品の加工会社に勤務しましたが、プラスチックを加工するときに大量に飛散する粉じんが身体に有害と聞かされ、不安になり、やむなく退職しました。

退職後は、色彩検定の資格を取るために、1年コースの専門学校に通いました。僕はもっとクリエイティブな仕事

をしたいと考えおり、色彩検定の資格を取得した上で、服飾系の仕事か、あるいは、色の心理的・生理的効果を使って心のケアをする「カラーセラピー」という仕事に就きたいと思っていました。専門学校の学費は70万円もかかりましたが、それまで、こつこつ貯めてきた自分の貯蓄から支払いました。

2010年、専門学校を卒業して色彩検定の資格も無事取得した上で就職活動を始めましたが、不況の煽りを受けて求人がほとんどなく、ハローワークはもちろん、ありとあらゆる求人広告をチェックして、文字通り「必死に」就職活動をつづけましたが、結果は変わりませんでした。

そのような生活を1年ほど続けた頃から、いつのまにか体に力が入らなくなりました。会社を辞め、高額の学費を払って1年間も勉強したにもかかわらず、就職できないという現実を受け入れられなかったのだと思います。自分に対する自信を喪失し、ついには、外に出られなくなってしまいました。

そのような生活を1年ほど続けた頃、母親は、電子機器の基盤を組み立てる会社に勤務していたのですが、そこで人手が足りなくなったので、期間限定のアルバイトとして働けないかと誘われたのです。僕は、苦しい家計の足しにしたいという思いと、自分自身この機会を逃せば永久に社会復帰できないかもしれないという不安から、思い切って外に出ることにしました。2012年6月、母の勤務先と同業の会社がたまたま求

関内周辺デモ行進。原告の皆さんと水谷議長、右端は新宿一般労組の保科委員長



人をだしていたので、応募したところ、採用してもらうことができました。

雇用条件は、時給900円のアルバイトです。採用時は、最低賃金と同額の849円でしたが、2013年6月に時給900円に昇給してもらえました。ボーナスはありません。原則として、月曜から金曜までの週5日勤務で、忙しいときは土曜日もあることがあります。勤務時間は、朝9時から、お昼の1時間休憩を経て、夕方6時10分までです。年末年始で忙しいときは、夜の9時や10時になることもあります。1か月の手取額は、12万円から13万円程度です。ここから、家賃光熱費、携帯代、インターネット代、生命保険料等の固定経費を支払うと、手元には2～3万円しか残りません。

最近では、服も満足に買えません。下着だとか靴下とかですら、まともに買い揃えることができず、穴が開きそうなほどペラペラになっても使っています。友人らから遊びに誘われても、お金がないため、断ることも少なくありません。以前、大学の友達から久しぶりに飲み会に誘われたときにも、お金がなくて行くことができず、つらい思いをしました。

将来のことを考えても、結婚という誰もが思い描くことが、今のままでは出来ません。結婚したときに家族を養うことができるかどうか、子どもが生まれたときに対応しているだけのお金があるかどうか、ということを見ると、今の生活ではとても難しいと思うのです。今は、母と同居しているので、なんとかやりくりできていますが、自分が独立して一人で生活していくとなると、貯蓄は一切できず、ただ生きるだけの生活になってしまうと思います。身近な友人を見ていると、皆、成人として独立していくので、独立することに憧れますが、今の僕にその選択肢はありません。

僕の場合、最低賃金が1000円になれば、年間20万円くらいの増収になると思います。その20万円で、生活ががらりと変わることはないと思いますが、現在の収入に加えて毎年少なくとも20万円の収入が得られると思うと、将来の不安は減り、気持ちは大きく変わると思います。また、今までは、興味のある講演会があっても、交通費を気にして行かないこともありましたが、今後はもっと参加できます。

お金のある人にはなかなか理解しづらいかもかもしれませんが、低賃金労働者の生活は本当に苦しく、結婚はもちろん、下着の購入、友人との飲み会、講演会への参加など、当たり前前の方が当たり前前にならなくなります。このような状況を少しでも改善するために、どうか最低賃金を1000円以上に引き上げる判決を出してください。よろしくお願い致します。

●弁護団「時給 868 円はおろか 1200 円でも、申請すれば生活保護受給がされる」ことを主張

### ●弁護団「時給 868 円はおろか 1200 円でも、申請すれば生活保護受給がされる」ことを主張

弁護団からは、「時給868円で働く場合はおろか、時給1000円、1200円で働く場合であっても、最活保護の受給申請をすれば、受給がされる事実」をそれぞれのパターンに応じて、具体的な数字をあげて主張しました。にもかかわらず被告＝国が「逆転現象の解消」を公言できるのは、国の「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」に、著しく不合理な「5つのごまかし」があること。とりわけ、最低賃金と生活保護とを比較するに際して、勤労控除を全く考慮しないことの大きな不合理性を強く主張しました。

勤労控除は「①最賃で働く上での『必要経費の補填と勤労意欲の増進』としての必要性、②生活保護月額を働く月収額が上回るため『勤労インセンティブの確保、モラルハザードの回避』を担保するため」という2つの重大な意味があり、これを全く考慮しない国の不当性を浮き彫りにしました。

### ●約束していた期日に反論できなかつた被告＝国は、「反論するから1ヶ月半待ってくれ」と懇願

- ・裁判長:3/12 提出済みの原告側主張に今日、反論されるはずだったはずですが、、。反論はしませんか？
- ・被告＝国: 反論はします。ただ、、一ヶ月半時間をください。5月30日までに書面を出します。
- ・裁判長: では、5月末の国の書面を待って、次回裁判は6月9日とします。



裁判当日の午前には、神奈川労連として、神奈川労働局に「最賃額算出の計算式のごまかしを正し、今年の最低賃金を千円以上に」要請しました。